

鳥取県民参画基本条例（仮称）に係るパブリックコメントの実施結果について

1 パブリックコメントの募集期間

平成24年12月25日から平成25年1月15日まで

2 応募のあった意見の概要とその対応案

①意見の数 399件（215名）

②主な意見と対応

区分	意見の内容（概要）	件数	意見に対する対応
条例制度	・議会制民主主義の破壊につながるため反対。	45	・本来の主役である住民の参画促進を図るもの。
	・住民の参画機会と手段が増えるのは良いことなので賛成。	1	
既存の参画制度の見直し	全般 ・情報公開手段の多様化、複数の参画手法の組み合わせ実施、パブリックコメントにおける拝聴ポイントの明確化に賛成。	4	・県民による参画の機会を拡充するもの。
	・時間的余裕のある住民のみが参画することになるため不平等となる。	1	
	・参画資格者として国籍条項を入れるべき。日本人であっても20歳以上。	107	
	・県民参画制度の目的や理念を明確にすべき。	1	
	審議会 ・審議会委員の公募は、応募者の動機が不明で、偏った視点が入りやすい。また、限られた住民のみが応募するため、反対。	6	
住民投票制度	全般 ・通常の事項は議会で決定し、究極の手段として住民投票を想定しているので良いと思う。	1	・間接民主制の補完や例外として位置づけられるもの。 ・住民投票の結果に法的拘束力はなく、最終的には、知事、議会が責任を持って判断するもの。 ・市町村とは今後の協議の中で御理解と御協力を頂けるよう努める。 ・本来の主役である住民の参画促進を図るもの。
	・ポピュリズムにつながり、責任の所在が曖昧で、首長や議会の存在を軽視（無視）するものなので、反対。	64	
	・市町村に新たな業務を課し、費用もかかるため、反対。	3	
	・住民投票は現行の自治法の範囲で十分。	15	

形態	2	
<ul style="list-style-type: none"> ・選挙以外に住民の意思を反映できるので、常設型に賛成。 		
対象事項	1	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づき投票に付することができる事項等を除外する方式で提案。 ・解職・解散請求相当数の署名数が集まれば住民投票を実施する方式で提案。
<ul style="list-style-type: none"> ・重要案件は議会だけでなく県民にも決める権利があつて良い。 ・対象事項はなるべく制限なく、最低限の対象外事項を定めるのが良い。 	1	
<ul style="list-style-type: none"> ・行政による恣意的な運用にならないように、一定数の署名数が集まれば重要案件として対象とすべき。 	1	
発議権者と発議要件	1	<ul style="list-style-type: none"> ・1/10と1/3の二段階方式で提案。
<ul style="list-style-type: none"> ・住民の必要署名数は、通常の選挙の得票率等から1/6またはもう少し緩い数値が良い。 ・「比較的多数」とされる住民の必要署名数は1/3が良い。 	1	
投票資格者	139	<ul style="list-style-type: none"> ・住民投票の実施にあたっては市町村の協力が不可欠。全市町村に共通的に協力を依頼できる範囲として、公職選挙法に規定する有権者とするもの。
<ul style="list-style-type: none"> ・投票資格は公職選挙法の有権者と同じが良い。 ・投票資格は18歳以上や在日外国人にも付与すべき。 	3	
結果の取扱い	1	<ul style="list-style-type: none"> ・法的拘束力はないとするのが通説であり、判例においても認める例がないことから、尊重するにとどめる。
<ul style="list-style-type: none"> ・結果の拘束力は通説どおり法的拘束力はなく、尊重するにとどめるで良い。 ・結果に拘束力がないならば導入する必要はない。 	1	
合計	399	